

身体的拘束最小化のための指針

1. 基本理念

当院では、患者様の尊厳と権利を尊重し、安全で質の高い医療を提供することを基本としています。身体的拘束は、患者様の行動の自由を制限し、身体的・精神的・社会的な影響を及ぼす可能性があることから、原則として行いません。患者様一人ひとりの状態を十分に把握し、多職種で身体的拘束を行わないための方法を検討するとともに、やむを得ず身体的拘束を行う場合においても、必要最小限かつ一時的なものとし、できる限り早期に解除できるよう努めます。

2. 身体的拘束最小化の基本方針

当院では、すべての職員が身体的拘束による身体的・精神的な影響を認識し、患者様の尊厳と安全を守りながら、身体的拘束を行わない医療・ケアの提供に努めます。

身体的拘束が必要と考えられる場合には、その原因や背景を把握し、身体的拘束以外の方法を十分に検討します。

やむを得ず身体的拘束を行う場合は、医師を含む多職種での必要性を検討し、患者様・ご家族等への説明を行うとともに、身体的拘束の必要性について継続的に評価し早期解除に努めます。

3. 身体拘束の定義

身体的拘束とは、抑制帯等、患者様の身体または衣類に触れる何らかの器具を使用して、一時的に患者様の身体を拘束し、その運動を制限する行為をいいます。また、身体的拘束だけでなく、薬剤による行動の制限や、患者様自身の意思で開けることのできない場所への隔離など、患者様の行動の自由を制限する行為についても最小化に取り組みます。

4. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合

身体的拘束を行わないことを原則としますが、患者様または他の患者様等の生命や身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には、次の3つの要件をすべて満たしていることを確認したうえで、必要最小限の身体拘束を行う場合があります。

①切迫性

患者様本人または他の患者様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性

身体的拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する方法がないこと。

③一時性

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

身体的拘束を行う場合は、これら3つの要件を満たしているかを慎重に判断します。

5. 身体的拘束を行う場合の対応

やむを得ず身体的拘束を行う場合には、患者様の状態や身体的拘束が必要となった理由、身体的拘束以外の方法の検討状況などについて多職種で検討します。また、原則として患者様・ご家族等に身体拘束の必要性、方法等について十分説明し、理解を得られるよう努めます。

身体的拘束の実施中は、患者様の心身の状態を十分に観察するとともに、その必要性について定期的に

評価します。身体的拘束の必要性がなくなった場合には速やかに解除します。

6. 身体的拘束最小化のための体制

当院では、身体的拘束最小化に取り組むため、身体的拘束最小化・認知症せん妄委員会を設置し、身体的拘束の実施状況を把握するとともに、身体的拘束を行わないための方法や、早期解除に向けた取り組みについて検討します。また、身体的拘束の実施状況や取り組みについて定期的に評価し、本指針および院内の運用について必要な見直しを行います。

7. 職員への教育・研修

身体的拘束の最小化を推進するため、職員に対して身体的拘束に関する正しい知識や、身体的拘束を行わないための医療・ケアについて、定期的に教育・研修を実施します。職員一人ひとりが患者様の尊厳を大切にし、身体的拘束に頼らない医療・ケアについて考え、実践できるよう取り組みます。

8. 本指針の閲覧

本指針は、すべての職員が共有するとともに、患者様・ご家族がいつでも閲覧できるよう当院ホームページに掲載します。